

虐待防止のための指針

訪問介護みちびき

1. 基本方針・目的

本事業所は、すべての利用者に対し、安心・安全で尊厳ある生活を支援することを基本とし、いかなる虐待も防止することを目的とします。職員は利用者の人権を尊重し、常に良好な対人援助関係の維持に努めます。

2. 虐待の定義と類型

以下のような行為は虐待に該当します。

- ・ 身体的虐待：叩く、つねる、意図的に転倒させる
- ・ 心理的虐待：怒鳴る、無視する、脅す
- ・ 性的虐待：不必要な身体接触、下品な発言
- ・ 介護放棄：必要な支援を故意に行わない
- ・ 経済的虐待：本人の金銭を不適切に管理、搾取する

3. 虐待防止のための行動指針

- (1) 利用者には敬語と礼節をもって接します。
- (2) 身体介助前には声掛けを行います。
- (3) 感情的対応を避け、冷静に対処します。
- (4) 職員同士で声かけ・フォローを行い、ストレスを溜めこまないよう配慮します。

4. 虐待が疑われた場合の対応

虐待が疑われる場合、速やかに管理者に報告します。虐待と認められる場合は市町村や関係機関と連携し、必要な措置を講じます。すべての事案について記録し、検証・再発防止策を講じます。

5. 委員会・研修・相談体制

- ・ 年1回以上、虐待防止委員会を開催し、事例共有や改善策を協議します。
- ・ 職員に対して年1回以上、虐待防止に関する研修（実習含む）を実施します。
- ・ 相談窓口を管理者および担当者に設け、匿名での相談も受け付けます。

6. 指針の見直しと改善

本指針は年1回以上見直しを行い、必要に応じて内容を更新します。変更時には全職員に周知を徹底します。

2025年度 委員長：鈴木小 書記：北村 委員：飯田・小島 管理者：田口